

未来のために私たちができること

沖縄県産リサイクル製品
利用促進制度について

RECYCLE



沖縄県産リサイクル製品

「循環型社会」を形成するために

「循環型社会」とは、限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会のことをいいます。この社会においては、製品の廃棄はできる限り抑制(リデュース)し、廃棄されるものについては再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)によって資源の循環的利用を図り、それでも利用できないものは適正に処分することが求められています。

循環型社会を形成するためには、島しょ性という沖縄県の地理的性質上、域内での資源循環システムを構築することが不可欠であり、そのためにはリサイクルの出口である製品の利用促進が重要となっています。

そのため県では、建設資材に用いられるリサイクル製品を対象とする「沖縄県産リサイクル資材評価認定制度」と、それ以外の主に日用品を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」の二つを定め、県が認定することで県産リサイクル製品・資材の利用拡大を図り、域内の資源循環を促進することとしています。

RECYCLE

「沖縄県産リサイクル製品利用促進制度」について

1 対象製品

県内で発生する循環資源(廃棄物等)を原材料とし、県内で製造されたリサイクル製品のうち、建設資材以外の、主に日常生活において利用される製品が対象となります。

2 認定要件(要綱第5条)

1. 県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工されたものであること。
2. 申請時において既に県内で販売されているもの又は申請の日から6か月以内に県内で販売されることが確実なものであること。
3. 環境への負荷の低減について十分な配慮がなされるなど環境保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されたものであること。
4. 製品の普及により県内における廃棄物の減量及び再生利用の促進に効果を有すると認められるものであること。
5. 別表第2に定める沖縄県産リサイクル製品認定基準(以下「認定基準」という。)に適合していること。



認定基準

安全性への配慮事項

次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。

- 特別管理(一般・産業)廃棄物を原材料として使用していないこと。
- 環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。
- その他当該製品について適用される関係法令を遵守していること。

規格等

次のいずれかの基準に適合していること。

- エコマーク商品認定基準
- 日本工業規格(JIS)
- 公的機関の基準、関係業界が設定する基準等で知事が相当と認める基準等に適合又は準拠していること、又は認定製品の規格として知事が相当と認めるもの。

循環資源の配合率

品目ごとに、別に定める率の循環資源を原材料として使用していること。

